

平成 1 1 年 度
包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書
— 未 収 金 に つ い て —

徳 島 県 包 括 外 部 監 査 人
島 田 清

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 第 1 地方分権と包括外部監査制度 | 1 |
| 1 行政改革と地方分権 | 1 |
| 2 地方分権と外部監査制度 | 2 |
| 第 2 徳島県における包括外部監査の実施 | 4 |
| 1 包括外部監査人及び補助者 | 4 |
| 2 徳島県の歳入の実情 | 4 |
| 徳島県の平成10年度における普通会計の決算額 | |
| 3 包括外部監査対象（テーマ）の決定 | 6 |
| 4 監査の実施状況 | 8 |
| 第 3 税務課 | 9 |
| 1 県税の種類 | 9 |
| 2 県税徴収の根拠となる関連法令等 | 10 |
| 3 県税をとりまく概況 | 10 |
| 4 県税事務手続 | 16 |
| 5 監査手順 | 17 |
| 6 監査結果及び問題点 | 18 |
| 7 県税徴収事務の課題 | 33 |
| 第 4 児童家庭福祉課 | 35 |
| 1 児童福祉施設入所者負担金 | 35 |
| 2 生活保護費返納金 | 42 |
| 3 児童扶養手当返納金 | 47 |
| 4 母子及び寡婦福祉資金貸付金 | 51 |
| 第 5 商工政策課 | 66 |
| 1 中小企業者に対する近代化資金貸付制度 | 66 |
| 2 中小企業設備近代化資金貸付金 | 70 |
| 3 中小企業高度化資金貸付金 | 79 |
| 4 債権管理文書 | 88 |
| 5 調定されない遅延損害金 | 88 |
| 6 時効完成債権の欠損処理 | 89 |

| | | |
|-----------------|-------|-----|
| 第 6 用地補償課 | ----- | 90 |
| 1 特定事業移転促進資金貸付金 | 90 | |
| 2 雑入（行政代執行費用） | 93 | |
| 監住東中学校新築工事等代執行 | | |
| 第 7 住宅課 | ----- | 97 |
| 1 県営住宅家賃 | 97 | |
| 2 県営住宅敷金 | 113 | |
| 3 雑入（行政代執行費用） | 117 | |
| 中津山安全対策工事等代執行 | | |
| 第 8 結語 | ----- | 119 |
| 第 9 利害関係 | ----- | 119 |

| | |
|----|------|
| 卷末 | 別表 A |
| | 別表 B |
| | 別表 C |
| | 別表 D |
| | 別表 E |
| | 別表 F |
| | 別表 G |
| | 別表 H |
| | 別表 I |
| | 別表 J |
| | 別表 K |
| | 別表 L |

各表に使用した金額の単位は特に表記していないものは円である。

第1 地方分権と包括外部監査制度

1 行政改革と地方分権

(1) 現在の地方自治制度は戦後に導入され、今日まですでに50数年を経た。

地方自治制度は民主主義を映す鏡と言われながらも、この50数年間の実体は国による計画経済の色彩が濃く、地方自治体は、国の全体的、均一的な視野に立つ政策と指導を受けて、これを執行する特色を持たない行政組織として存続して来た。

ここでは、地方自治体にとって、自己で稼ぎ、自己が決定し、自己の責任のもとで使っていくという財政観は育ちにくかったし、また、失敗を住民に説明する責任（アカウンタビリティ）も十分には自覚されなかった。

大都市に人口と生活機能の大半が集中し、その裏では地方圏で人口が減少し地場産業が衰退した。

いわゆる過疎法による保護や、国からの補助なくしては地方自治体行政が立ち行かなくなっている。

ここでは、地域的活力や住民の意欲などは期待すべくもない。

(2) 地方自治制度の根幹は、地方自治体が地方政府としての自己決定権、自己責任を認識することであり、それに情報公開を含む住民への説明責任が伴わなければ制度は成り立ちえない。

権限のないところに責任なし、責任のないところに意欲なし、である。

国と地方自治体との有り様は、中央集権ではなく分散、分権であるべきであり、また地方自治体と住民との関係は、住民一人ひとりの価値観による自由な選択権の行使によって政策が選別され、支持されるべきである。

- (3) そこで、地方自治体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指して、平成7年(1995年)5月19日に「地方分権推進法」が制定され、同年7月には総理府に首相の諮問機関である「地方分権推進委員会」が設置されて活動を始めた。

地方分権推進委員会は、平成8年(1996年)12月から平成10年11月までの間に5次にわたる勧告を出し、地方税財源の充実を含めた自己負担、自己決定、自己責任の原則を述べた。

- (4) また、首相の諮問機関である「第25次地方制度調査会」は、国と地方自治体との役割分担の見直しによる分権型行政システムへの転換と、これに対応する地方行政の整備、適正な運営のための監査機能の充実強化方法について審議を行った。

2 地方分権と外部監査制度

- (1) これまでの地方自治体監査制度の概要

地方自治体の財産は、住民である納税者からの信託財産である。

それは住民の意思に添って、適正かつ効率的に使われなければならない。

- ① 議会は会計年度終了時の決算審査を通じて、地方自治体の財政支出が予算に適合しているか、それが適法か妥当かについて審査をする。
- ② 地方自治体に監査委員が設置されており、その主たる任務は地方自治体の財務及び経営についての、いわゆる財務監査を行うことであるが、一定の場合には行政監査も行う。
- ③ 住民は、地方自治体の事務の執行に関して監査をなすべきことを監査委員に請求することができ、また地方自治体の職員等が地方自治体に財産的損害を及ぼしたときは監査委員に然るべき措置を請求することができる。更に、住民は

地方自治体の職員等の違法な財産管理上の行為の是正を求めて裁判を提起することができる。

(2) 外部監査制度の誕生

① 地方自治制度における監査制度の切り札として設置された監査委員制度については、これまでにその独立性、専門性の強化という観点から改正が行われて来た。しかし、近年における食糧費、カラ出張等の公費支出をめぐる問題から、地方自治体の監査機関としての独立性、専門性の確保という観点から一定の制約があり、十分に機能していないのではないかと考えられ始めた。

② そして、第25次地方制度調査会は平成9年（1997年）2月に「監査制度の改革に関する答申」を出し、地方自治体の監査機能の充実強化のため、監査制度の改革の一つとして外部監査制度の導入を提案した。

③ この答申をふまえて「地方自治法の一部を改正する法律」が平成9年（1997年）6月4日公布された。

ア この改正法では、地方自治体と外部監査人との関係は対等な立場の契約（外部監査契約）に基づくものと定め、監査方法として、包括外部監査（毎会計年度、外部の専門的な知識を有する者が地方自治体等の財務及び経営について監査をする。）と、個別外部監査（議会、長又は住民から監査の要求又は請求があった場合に、その要求、請求にかかる事項について監査をする。）の2つを創設した。

イ 特に、包括外部監査の導入については、都道府県及び政令で定める市（政令指定都市及び中核市）は義務的であり、その他の地方自治体では外部監査制度を導入する条例を定め

たときに行うとされた。また、個別外部監査はその採用を条例により定めることになった。
ウ 外部監査人となりうる資格は、弁護士、公認会計士、監査実務精通者とされ、必要と認められるときは税理士もなりうるとなっている。

(3) 外部監査制度の目的

こうして、外部監査制度は住民による地方自治体への信頼を確保し、かつ地方分権を促進させる目的を担って発足したのである。

第2 徳島県における包括外部監査の実施

1 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人には島田清（弁護士）、補助者には福山正雄（公認会計士）及び井関佳穂理（公認会計士）が就任した。

2 徳島県の歳入の実情

(1) 徳島県の平成10年度における普通会計（※）の決算額は次のとおりである。

歳入 6, 198億0, 029万9千円

歳出 5, 922億1, 120万3千円

※ 県全体の収入、支出から、公営事業会計の収入、支出を除いたもの。一般行政事務で主として租税によって経費をまかなうものの会計を普通会計といい、財貨またはサービスを提供する事業でその事業収入をもって経費にあてるものの会計を公営事業会計という。

(2) 歳入額619,800,299千円の内訳は表1のとおりである。

表 1

| 番号 | 区 分 | 金 額 (千円) |
|----|-------------|-------------|
| 1 | 県 税 | 78,093,290 |
| 2 | 地方消費税清算金 | 6,912,291 |
| 3 | 諸 収 入 | 64,516,500 |
| 4 | 使 用 料 | 5,352,960 |
| 5 | 手 数 料 | 1,557,103 |
| 6 | 分担金及び負担金 | 8,611,006 |
| 7 | 財 産 収 入 | 2,424,731 |
| 8 | 寄 付 金 | 42,159 |
| 9 | 繰入金 | 30,167,894 |
| 10 | 繰 越 金 | 18,695,798 |
| 11 | 地方交付税 | 172,399,193 |
| 12 | 交通安全対策特別交付金 | 404,691 |
| 13 | 地方譲与税 | 1,556,827 |
| 14 | 国庫支出金 | 123,057,056 |
| 15 | 県債(借換債を除く) | 106,008,800 |
| | 合 計 | 619,800,299 |

- ① このうち番号9の繰入金30,167,894千円は県の財産である基金などからの繰入金であって県の内部における金銭の移動であり、また番号10の繰越金18,695,798千円は前会計年度における剰余金の当年度への編入であって、ともに外部から県への新たな金銭の流入ではない。

したがって、619,800,299千円から48,863,692千円を除いた金額570,936,607千円が平成10年度において外部から県へ流入した金額である。

- ② 番号1ないし8の合計額167,510,040千円は、県が自主的に稼ぎ取った金額ともいふべきものであるが、これは歳入決算額合計の27.0%にしかすぎない。

③ 番号11ないし14の国からの交付金合計297,417,767千円は、歳入決算額合計の48.0%である。

④ また番号15の県債（借入金）106,008,800千円は、歳入決算額合計の17.1%である。

ちなみに平成10年度末における県債現在高（借入元金総額）は696,506,660千円にのぼっており、年間の歳入決算額合計619,800,299千円の112.4%である。

⑤ 国からの交付金及び県債の合計額403,426,567千円は、歳入決算額合計の65.1%に及んでいる。

(3) 地方分権が地方自治体における自己責任を強く求めることにあるとすれば、県が独力で稼ぎとる自主財源の確保こそは重要である。

3 包括外部監査対象（テーマ）の決定

(1) 今回の包括外部監査テーマの検討においては自主財源のうち県税、貸付金元利金（諸収入）、使用料、負担金、返納金（諸収入）及び行政法上の義務者のための立替金の実質をもつ行政代執行費用（諸収入）について、取り立てができていない金額、いわゆる未収金に着目した。

(2) 未収金のうち、まず平成9年度一般会計及び特別会計の決算で100万円以上の未収金額があるものを調査したところ、税務課等の12課が対象としてあがったが、このうち未収金発生が偶発的、非経常的なものは除外した。

(3) そこで、今回は下記の各課所管にかかる各事項の未収金を包括外部監査のテーマとして選定し、これらについて平成10年度の財務監査をなすこととした。

① 税務課

法人県民税

- 個人事業税
- 法人事業税
- 不動産取得税
- 特別地方消費税
- 自動車税
- ② 児童家庭福祉課
 - 児童福祉施設入所者負担金
 - 生活保護費返納金
 - 児童扶養手当返納金
 - 母子福祉資金貸付金
 - 寡婦福祉資金貸付金
- ③ 商工政策課
 - 中小企業設備近代化資金貸付金
 - 中小企業高度化資金貸付金
- ④ 用地補償課
 - 特定事業移転促進資金貸付金
 - 雑入（行政代執行費用）
- ⑤ 住宅課
 - 県営住宅家賃
 - 県営住宅敷金
 - 雑入（行政代執行費用）

4 監査の実施状況

(1) 次のとおり実施した。

| 日 時 | 実 施 時 間 | 担当課(事務所) | 監 査 人 員 |
|---------|-------------|----------|----------------|
| 11.7.14 | 13:30~17:30 | 商工政策課 | 包括外部監査人及び補助者2名 |
| 7.16 | 10:00~12:00 | 用地補償課 | 〃 |
| 7.16 | 13:30~17:30 | 住宅課 | 〃 |
| 7.21 | 13:30~17:00 | 税務課 | 〃 |
| 7.22 | 14:00~17:00 | 児童家庭福祉課 | 〃 |
| 8. 6 | 10:00~17:00 | 徳島財務事務所 | 〃 |
| 8. 9 | 10:00~15:00 | 徳島財務事務所 | 〃 |
| 8.11 | 10:00~17:00 | 中央福祉事務所 | 〃 |
| 8.18 | 10:00~15:00 | 中央福祉事務所 | 包括外部監査人及び補助者1名 |
| 9.14 | 10:00~12:00 | 徳島財務事務所 | 補助者1名 |
| 12.1.26 | 10:00~14:20 | 中央福祉事務所 | 〃 |
| 1.26 | 10:00~12:00 | 徳島財務事務所 | 〃 |
| 2.23 | 13:40~15:20 | 徳島財務事務所 | 包括外部監査人 |

(2) 以上のほかは、平成12年3月2日まで引続き、外部監査室において包括外部監査人及び補助者2名が全員で、あるいは各別に、担当課職員から個別に原簿等の提出を受けて監査テーマにつき調査した。

第3 税務課

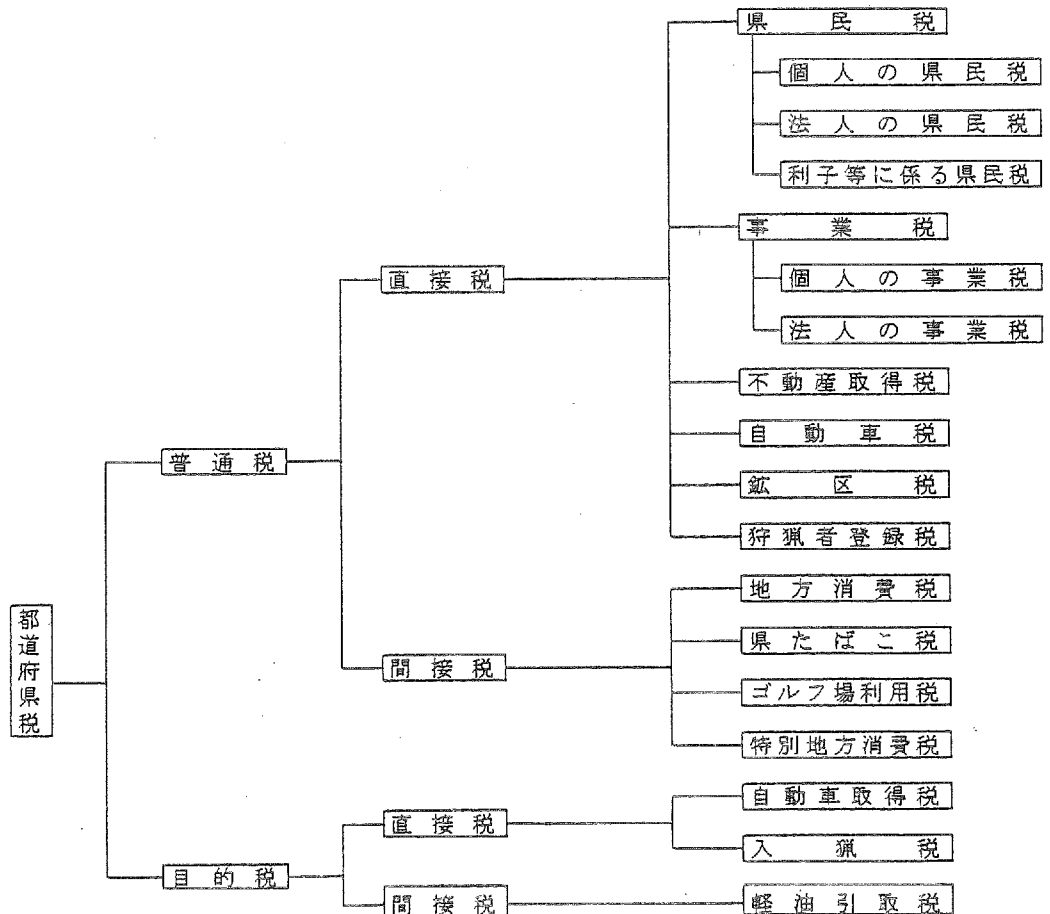
1 県税の種類

(1) 税金には国税と地方税とがある。国税は国が課税するもので、それぞれの税金は単独の法律によって定められている。一方、地方税は都道府県や市町村などの地方自治体が課税するもので、地方税法という1つの法律のなかで、すべての税が定められている。

(2) 地方税には都道府県税と市町村税がある。

都道府県税は普通税（都道府県の財政上の経費にあてるために徴収されるもので、使用目的に制約のない税金）と目的税（使用目的をあらかじめ決めて徴収する税金）とに分けられる。また、それぞれが直接税（税金を負担する人が直接に都道府県へ納める税金）と間接税（税金を負担する人が直接に納めるのではなく、別の人を経て納める税金）とに分類される。

以上の分類を掲記すると次のようになる。



2 県税徴収の根拠となる関連法令等

地方税法

同法施行令

同法施行規則

国税徴収法

同法施行令

同法施行規則

徳島県税条例

徳島県税条例施行規則

徳島県税事務取扱規程

徳島県税事務処理要領

3 県税をとりまく概況

- (1) 徳島県の過去10年間における、県税全体の収入済額、収入未済額（いわゆる年度決算時までに納付されなかった滞納金としての未収金）等の状況は表2のとおりである。

表2 県税収入済額、収入未済額等の推移

| 年度 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収入率 |
|----|----------------|----------------|-------------|---------------|-------|
| 元 | 66,190,673,915 | 65,107,202,766 | 58,957,007 | 1,024,514,142 | 98.4% |
| 2 | 70,282,168,714 | 69,112,909,243 | 67,378,282 | 1,101,881,189 | 98.3% |
| 3 | 75,405,005,081 | 74,180,389,862 | 58,057,321 | 1,166,557,898 | 98.4% |
| 4 | 69,925,126,685 | 68,624,113,688 | 57,314,963 | 1,243,698,034 | 98.1% |
| 5 | 70,098,431,656 | 68,752,904,888 | 57,709,687 | 1,287,817,081 | 98.1% |
| 6 | 74,213,549,746 | 72,909,076,291 | 48,746,717 | 1,255,726,738 | 98.2% |
| 7 | 76,689,711,767 | 75,124,647,330 | 50,937,810 | 1,514,126,627 | 98.0% |
| 8 | 79,096,587,328 | 77,444,481,751 | 61,210,803 | 1,590,894,774 | 97.9% |
| 9 | 78,909,380,488 | 77,154,806,321 | 75,477,060 | 1,679,097,107 | 97.8% |
| 10 | 79,873,901,253 | 78,093,289,525 | 108,211,452 | 1,672,400,276 | 97.8% |

調定とは、発生した権利内容を調査して徴収すべき金額等を決定する行為であり、調定額が当該年度において県民から徴収すべき税額である。

この10年間で県税調定額は136億8,322

万7, 338円増加、収入済額は129億8, 608万6, 759円増加し、収入未済額は6億4, 788万6, 134円増加となっている。

いずれの年度においても、年度決算時までには約98%近くの税が納付あるいは徴収されているが、全体の金額が大きいため、収入未済額（未収金）は平成10年度決算で16億7, 240万0, 276円の多額となっている。但し、この内8億5, 395万8, 748円は市町村において賦課徴収を行う個人県民税の収入未済額であり、全体の51.1%を占めている。

- (2) 平成8年度から平成10年度にかけての県税収入済額欄をみれば、平成8年度は774億4, 448万1, 751円、平成9年度は771億5, 480万6, 321円、平成10年度は780億9, 328万9, 525円となっており、この3年間では収入済額はほぼ変化がない。

しかし、各年の収入済額を税目別に集計した別表Dによれば、県税の1つである地方消費税制度が平成9年4月から始まっており、これが平成9年度には25億9, 098万6千円、平成10年度には87億9, 432万円も含まれている。

平成8年度から平成10年度にかけて、県税収入全体に大きな変動がないように見えたのは、実はこの為である。この新税目以外の県税収入合計は減少している。

地方分権の推進を支える財政基盤の充実、強化のためには、県が独力で稼ぎとる財源の確保が重要である。地方消費税は国が消費税と併せて徴収するものであって、県が独力で徴収する県税ではないことを認識しておくべきである。

- (3) 表2のとおり、平成10年度決算における県税収入未済額（未収金）は16億7, 240万0, 27

6円であり、その内訳は別表Aのとおりであるが、これには農地の生前一括贈与にかかる不動産取得税1億4,318万4,530円を含んでいる。

- (4) 平成9年度決算及び平成10年度決算における県税収入未済額の発生年度別内訳は表3、表4のとおりである。

表3 平成9年度決算

| 年度 | 収入未済額 |
|----|---------------|
| 41 | 11,310 |
| 42 | 0 |
| 43 | 8,430 |
| 44 | 9,840 |
| 45 | 28,560 |
| 46 | 43,770 |
| 47 | 42,960 |
| 48 | 7,080 |
| 49 | 376,180 |
| 50 | 109,020 |
| 51 | 0 |
| 52 | 2,254,980 |
| 53 | 2,036,510 |
| 54 | 740,920 |
| 55 | 1,324,880 |
| 56 | 5,855,130 |
| 57 | 9,750,033 |
| 58 | 2,841,627 |
| 59 | 19,492,165 |
| 60 | 17,014,416 |
| 61 | 6,497,834 |
| 62 | 5,057,383 |
| 63 | 11,070,084 |
| 元 | 22,142,349 |
| 2 | 28,577,500 |
| 3 | 27,346,203 |
| 4 | 64,418,307 |
| 5 | 104,837,425 |
| 6 | 112,181,041 |
| 7 | 282,522,364 |
| 8 | 414,434,379 |
| 9 | 538,064,427 |
| 10 | |
| 合計 | 1,679,097,107 |

表4 平成10年度決算

| 年度 | 収入未済額 |
|----|---------------|
| 41 | 11,310 |
| 42 | 0 |
| 43 | 0 |
| 44 | 0 |
| 45 | 28,560 |
| 46 | 43,770 |
| 47 | 42,960 |
| 48 | 7,080 |
| 49 | 348,460 |
| 50 | 95,030 |
| 51 | 0 |
| 52 | 2,202,180 |
| 53 | 1,819,100 |
| 54 | 666,250 |
| 55 | 1,250,980 |
| 56 | 5,778,990 |
| 57 | 9,524,473 |
| 58 | 2,216,530 |
| 59 | 19,178,261 |
| 60 | 15,138,934 |
| 61 | 5,863,835 |
| 62 | 4,255,397 |
| 63 | 7,475,899 |
| 元 | 17,581,769 |
| 2 | 18,269,758 |
| 3 | 23,446,838 |
| 4 | 35,714,069 |
| 5 | 63,913,368 |
| 6 | 88,764,649 |
| 7 | 226,101,559 |
| 8 | 303,777,035 |
| 9 | 327,436,159 |
| 10 | 491,447,073 |
| 合計 | 1,672,400,276 |

5) 表2にある不納欠損処分とは、消滅時効（5年）による債権の消滅（地方税法第18条）にともなう欠損であり、県税については、さらに滞納処分の執行停止期間の満了（同法第15条の7第4項）及び会社倒産等のように税金を徴収することができないことが明らかである場合（同条第5項）に行う即時欠損がある。

① 過去10年間における不納欠損額の理由別内訳は表5のとおりである。

表5

| 年度 | 18条（時効） | 15条の7 4項（執行停止3年） | 15条の7 5項（即時欠損） | 合計 |
|----|------------|------------------|----------------|-------------|
| 元 | 26,528,549 | 27,099,475 | 5,328,983 | 58,957,007 |
| 2 | 25,058,446 | 27,499,913 | 14,819,923 | 67,378,282 |
| 3 | 24,064,245 | 25,267,596 | 8,725,480 | 58,057,321 |
| 4 | 27,023,002 | 23,556,518 | 6,735,443 | 57,314,963 |
| 5 | 26,066,234 | 19,795,472 | 11,847,981 | 57,709,687 |
| 6 | 25,101,992 | 20,308,638 | 3,336,087 | 48,746,717 |
| 7 | 28,712,073 | 16,578,210 | 5,647,527 | 50,937,810 |
| 8 | 42,564,603 | 17,088,095 | 1,558,105 | 61,210,803 |
| 9 | 30,457,312 | 21,588,150 | 23,431,598 | 75,477,060 |
| 10 | 29,020,051 | 23,172,098 | 56,019,303 | 108,211,452 |

② 県税収入推移表である別表Dによれば、平成6年度から平成10年度までの5年間に、収入額は51億8,421万4千円（7.1%）増加している。

しかし、この5年間に、収入未済額は別表Eのとおり3億8,849万9千円（34.1%）増加し、不納欠損額は別表Fのとおり5,946万4千円（122.0%）増加しており、収入額の伸び率を大幅に上廻っている。

③ 平成9年度決算及び平成10年度決算における、不納欠損額の発生年度別内訳を表6、表7に示した。

表6 平成9年度決算

| 年度 | 不納欠損額 |
|----|------------|
| 56 | 36,020 |
| 57 | 0 |
| 58 | 64,000 |
| 59 | 207,570 |
| 60 | 15,117,376 |
| 61 | 384,333 |
| 62 | 1,825,290 |
| 63 | 2,067,993 |
| 元 | 1,222,224 |
| 2 | 969,795 |
| 3 | 1,793,649 |
| 4 | 30,921,369 |
| 5 | 10,809,192 |
| 6 | 6,493,081 |
| 7 | 2,010,768 |
| 8 | 1,390,000 |
| 9 | 164,400 |
| 合計 | 75,477,060 |

表7 平成10年度決算

| 年度 | 不納欠損額 |
|----|-------------|
| 58 | 56,680 |
| 59 | 202,640 |
| 60 | 367,797 |
| 61 | 247,840 |
| 62 | 150,910 |
| 63 | 1,724,514 |
| 元 | 580,148 |
| 2 | 7,633,550 |
| 3 | 695,038 |
| 4 | 1,480,139 |
| 5 | 30,053,119 |
| 6 | 11,631,198 |
| 7 | 29,999,015 |
| 8 | 22,108,826 |
| 9 | 969,938 |
| 10 | 310,100 |
| 合計 | 108,211,452 |

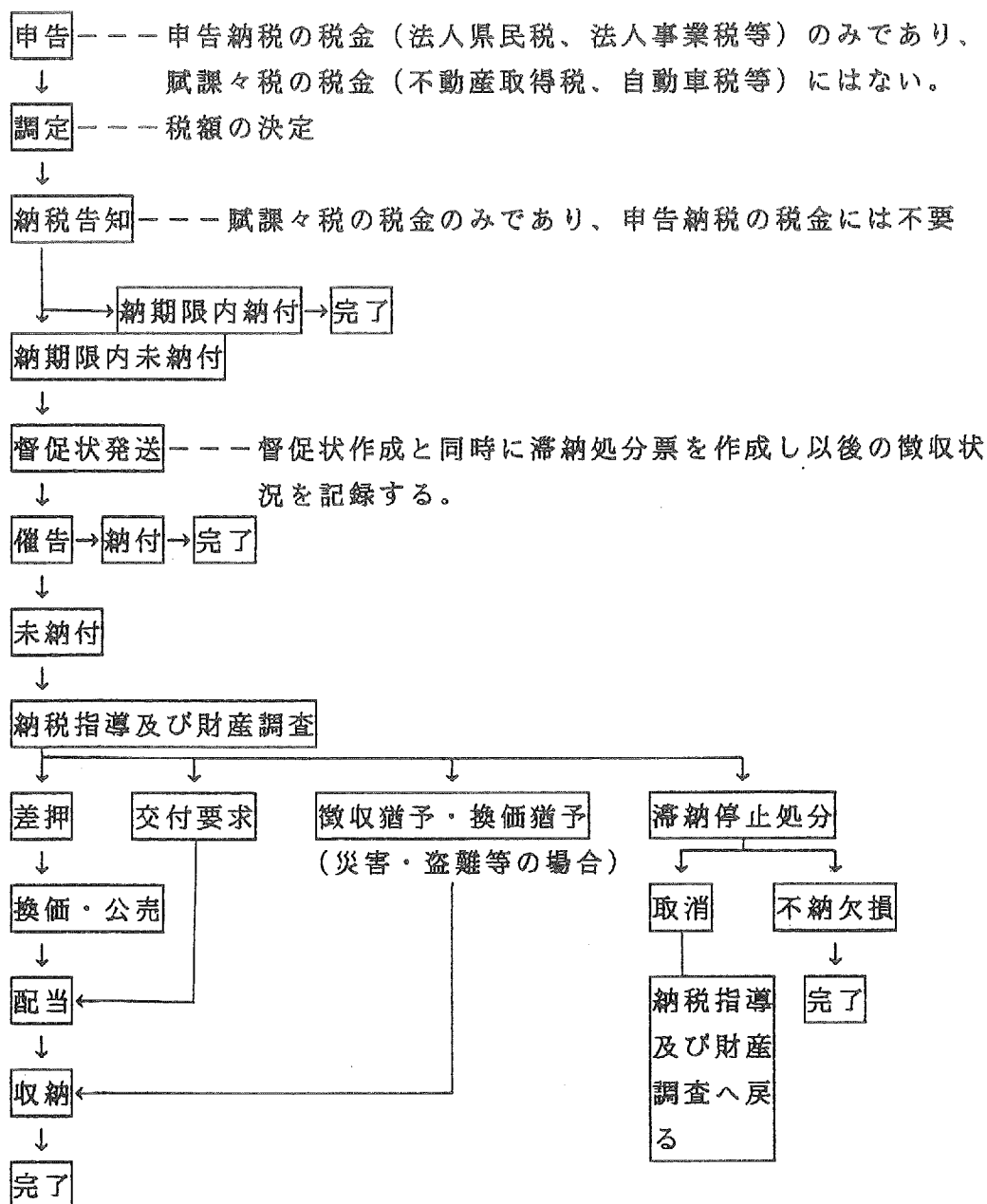
- (6) 本監査では、別表Aにあるとおり、県税の中でも未収金額が大きく、かつ徴収事務を県が行っている、法人県民税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、特別地方消費税及び自動車税を取り上げた。

軽油引取税については、徴収猶予制度に原因する滞納額が多く、徴収努力外の要因によるものであるから調査の対象としなかった。

4 県税事務手続

- (1) 県税事務は課税から始まり、収納に至るまでの事務であって、以下のような流れである。

県税事務の事務処理図



- (2) 県税は、「県税トータルシステム」として自動車税を除くすべての税に共通の納税者番号を設定して管理をしており、量的整理を必要とする自動車税だけが「自動車税システム」として別方法による管理

をしている。

5 監査手順

- (1) 別表 A にあるとおり、平成 10 年度決算の県税の収入未済（滞納）件数は 13,339 件である（これは農地の生前一括贈与に係る不動産取得税 974 件を除く。）

その件数は膨大であり、また、徴収事務の担当事務所が、徳島、鳴門、阿南、日和佐、川島、脇町、池田の各財務事務所及び自動車税事務所に別れているため（別表 B）、限られた日数で全事務所の全件数を監査することはきわめて困難である。

そこで本監査では、平成 10 年度決算の収入未済額につき徴収事務の適正化を監査するのに最も適すると思われる徳島財務事務所の案件の内、次のサンプルを監査の対象とした。

- ① 滞納繰越額 10 万円以上の案件のうち次のもの

ア 差押え案件のうち (7) 差押えが平成 10 年度になされたもの

- (1) 差押え期間が長期にわたるもの（差押えが平成元年度以前になされたもの及び平成 6 年度になされたもの）

イ 滞納が平成 6 年度以前に発生しているもので、平成 10 年度までに滞納処分が行われていないもの

ウ 滞納後に滞納処分を執行停止中のもの

（滞納処分の執行停止については 20 頁の説明参照）

エ 滞納後に徴収猶予となった案件で、平成 10 年度に徴収猶予が取り消されたもの

（徴収猶予については 22 頁、23 頁の説明参

照)

平成10年度中に不納欠損で処分されたもの
(不納欠損については14頁の説明参照)

② 自動車税

6 監査結果及び問題点

(1) 差押え案件

① 滞納処分と差押え

滞納処分とは、滞納者の財産を差し押え、これを公売に付して換価又は取り立てし、その代金をもって租税に充当する一連の強制徴収手続である。

② 納税者が納期限までに税金を完納しない場合、徴税吏員は納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。また、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納者が徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている(地方税法第66条、第68条他)。

したがって、徴税吏員は納期限から最長30日以内に完納しない納税者について、納税指導、財産調査を行い、任意納付が期待できないと判断された場合には速やかに差押え手続を取らねばならない。

③ 差押手続の実態

ア 平成10年度に差押えがなされたもの

(7) 差押え日が納期限より2年以上経過しているものが次のとおり5件あった。

適時における差押え手続が望まれる。

| | |
|-----|----|
| 10年 | 1件 |
| 3年 | 2件 |
| 2年 | 2件 |

(1) 参加差押え日が納期限より10年以上経過しているものが1件あった。

尚、参加差押えとは、行政機関が差押えを

した財産に対し、重ねて差押えをなし換価代金の交付を要求することである。

イ 差押え期間が長期にわたるもの

(7)平成元年度以前に不動産を差し押えて、現在まで公売処分をしないままとなっているものが16件あった。

(4)平成6年度に不動産を差し押えて、現在まで公売処分をしていないものが3件あった。

ウ 「徳島県税事務処理要領」第14章(収税事務)の第3節16(公売)には、公売手続についての規定があるが「徳島県徴収マニュアル」では裁判所による不動産競売に伴う交付要求手続の記述があるものの、県自らで不動産の公売処分を行う場合の手続は書かれていない。不動産の公売手続をマニュアル化すべきではないかと思われる。

長期間にわたり滞納者の財産を差押え状態のまましておくことは、社会的資源である不動産の新たな使用関係を阻害し、また不動産の担保的効用を奪ったままにしておくことになって適切ではない。

(2)滞納が平成6年度以前に発生しているもので、平成10年度まで滞納処分が行われていないもの

①滞納処分票とは、督促状発付後10日を経過した日までに徴収金が完納されないときに作成されるものであり、以後の徴税吏員と滞納者との交渉を記録した納税者別の記録票である。

したがって、担当者が替わっても滞納者との交渉記録が確実に分かるように、明瞭簡潔かつ正確に記録したうえで、関係書類とともに整理、保管しておく必要がある。

②差押え、公売などの滞納処分がなされたときには処理状況欄にその旨を記載する。

監査対象とした滞納処分票のケースでは、全て、少額による入金が続いており、消滅時効が完成しているものはなかった。その中には時効直前までに格別の手続はとっておらず、直前に少額の入金を受けたことで時効完成を免れたケースがあった。

- ③ 大口金額の滞納ケース（滞納額360万円余）で、滞納発生直後における財産調査の資料が存在しないものがあった。

大口の案件ならば必ず調査を行っているはずであるが、資料の保管がないために調査したのか否かが不明である。

同ケースでは平成10年10月以降の交渉記録がなく、同月以降の入金もない。滞納額の大きさから考えれば記録手続に工夫すべき余地があると思われた。

(3) 滞納処分を執行停止中のもの

- ① 滞納処分の執行停止とは、滞納者からの徴収の見込が全くなく、事実上、滞納処分手続が不可能な場合に、一定期間税金の徴収を取りやめ、資力の回復、所在の判明等を待って徴収しようとする制度である。

滞納処分の執行停止の要件は、次のいずれかに該当することである（地方税法第15条の7第1項）。

ア 滞納処分をすることができる財産がないとき。

イ 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

ウ 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

- ② そして、執行停止期間が3年間継続したときは、納付、納入義務が消滅する。

また執行停止の決議後3年以内に、滞納者について上記①のアないしウの要件該当事実がないと

認められるときは、執行停止を取り消さなければならぬ（地方税法第15条の8第1項）。

- ③ このため、少なくとも年1回はその資力回復状況等を調査し、所要事項を滞納処分執行停止整理台帳に記載しなければならない（徳島県税事務取扱規程第31条第2項、第3項）。

現在とられている事務手続は次のとおりである。

ア 執行停止の決議時には、資産、負債、生計等の状況調査手続によって具体的な資料収集が一斉に行なわれており、銀行預金等の有無に関する回答書が添付されるなど、必要な調査が行われたことが明らかになっている。

イ その後の3年間に3回にわたりなされる資力回復状況の調査では、その方法が各担当者の判断にまかされており、調査内容は十分なものとは思われなかった。

- (7) 管理係（執行停止案件の帳簿の保管者）が、執行停止の決議から1年目にあたる日の1カ月前に納税指導係（地区担当者）へ調査を依頼する。

依頼を受けた納税指導係は、現実には滞納者の居所及び居所のある役場で調査するのみであって、預金、電話加入権等の資産調査、負債調査等は行っていない。

- (4) 預金調査には銀行の協力が必要であり、執行停止案件まで依頼したのでは他の案件についての協力が得られにくいとの配慮があるようだ。しかし、徴税吏員は滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときには、その必要と認められる範囲内において銀行に質問し又は滞納者の財産に関する帳簿又は書類を検査することができるとされている（地方税法第72条の6等により国税徴収法第

141条を準用)。資力回復状況の調査には預金状況の調査は欠かせないものと思われる。

ウ 資力回復状況等の調査書については、第1年度、第2年度及び第3年度に分けて調査の結果を書くようになっているが、その記載欄のスペースが不十分である。

また、記載内容も具体的ではなく「前年同様の状態であり執行停止の継続が妥当である」とのゴム印が押されているのみであった。

調査日、調査場所、調査結果を具体的に記録して、調査内容を事後の担当者が容易に引継げるようにすべきである。

(4) 徴収猶予の案件で、平成10年度に徴収猶予が取り消されたもの

① 農地の生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予制度

ア 農業の振興と農地の細分化防止に、税制面から協力することを目的として設けられた制度である。これは、贈与税の納税猶予を受けることになった受贈者に対し、贈与を受けた農地、採草放牧地及び準農地の取得につき課される不動産取得税の徴収を、原則として、贈与者の死亡の日まで猶予するものである（地方税法附則第12条）。

イ 贈与税の納税猶予の要件は、次のいずれにも該当することである。

(7) 農業を3年以上営んできた個人から、農地の全部及び採草放牧地の面積3分の2以上の部分並びに準農地の面積の3分の2以上の部分の贈与を受けた、当該個人の推定相続人の1人であって、一定の要件に該当する者

(イ) この者が一定の要件に該当する個人であることにつき農業委員会が証明した者のうち、

贈与税の申告書の提出期限前に申告書を提出した者

(ウ) 当該贈与税の額に相当する担保を提供すること

ウ 原則として、贈与者が死亡する日まで贈与税の納税が猶予されるが（租税特別措置法第70条の4）、贈与を受けた農地等を譲渡又は転用等した場合には贈与税の納税猶予はなくなり、不動産取得税の徴収猶予も取り消される。

② 住宅用土地を取得したときの不動産取得税の徴収猶予制度

ア 土地を取得した者が2年以内に土地上に特例適用住宅を新築した場合、又は1年以内に土地上の既存住宅を取得した場合には、土地に係る不動産取得税は減額される（地方税法第73条の24）。

しかし、土地取得の時点では、その後に土地上に住宅が新築されるか、又はその土地上にある既存住宅が取得されるかが明らかでない。

そこで、土地取得者が、その土地上に2年以内に住宅を新築する予定である旨、又はその土地上にある既存住宅を取得する予定である旨を申告したときは、土地取得に対して課される不動産取得税のうち、上記の規定により減額すべき税額についての徴収猶予を認める制度である（地方税法第73条の25）。

イ 徴収猶予を受けた不動産取得税について、上記の規定の適用がないことが明らかとなった時、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなった時には、徴収猶予が取り消される。

③ 監査対象とした平成10年度分の徴収猶予取消

案件については、農地の生前一括贈与に係る不動産取得税及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税につき、ともに適正な処理がなされていた。

- (5) 平成10年度中に不納欠損で処分されたもの
- ① 不納欠損処分のうち、自動車税以外の税目については、一旦は滞納処分の執行停止等の手続を経たうえで欠損処分がなされていた。
しかし、自動車税では件数が多いためか滞納処分の執行停止等の手続を経ずに消滅時効で欠損処分がなされたものがある(33頁の表15)。その中には、徴収の見込みにつき十分な調査がなされないままに欠損処分となったものが含まれていた。
 - ② 滞納者の給与については給与所得の年度、扶養者数等についての調査結果の記載のないものが多い。また電話加入権については名義が本人のものかどうか記載がないものがある。差押え可能性についての調査が十分でないケースがあった。
 - ③ 滞納処分票の記載内容、方法がマニュアル化されていない。担当者による記載内容等が統一されておらず、内容を把握しづらい。
 - ④ 自動車税については、管理監督者による一件ごとの滞納処分票のチェックは行っていない。
- (6) 徳島市における昭和地区及び秋田地区の自動車税について、差押え可能な給与、電話加入権、賃貸借敷金返還請求権等の財産があるのに、差押えをしていないケースがあった。

(7) 自動車税全般について

- ① 自動車税の課税、徴収についての年間スケジュールは次のとおりである。

自動車税課税徴収年間スケジュール

ア現年定期課税分について

(自動車税事務所)

| | |
|--------|-------------------------|
| 5月10日 | 定期課税納税通知書(5月未納期)発付 |
| 6月20日 | 督促状発付 |
| 7月20日頃 | 催告書発付 |
| 8月20日頃 | 催告書発付 |
| 10月1日 | 自動車税事務所から各財務事務所へ徴収事務を引継 |

(財務事務所)

| | |
|--------|---------------------|
| 10月3日 | 滞納処分票・徴収引受通知書兼納付書出力 |
| 10月5日頃 | 未納延滞金通知書発付 |
| 12月上旬 | 差押予告通知書・催告書発付 |
| 1月10日頃 | 未納延滞金通知書発付 |
| 3月5日頃 | 最終催告書発付 |

イ滞納繰越分について

(財務事務所)

| | |
|--------|---------------|
| 4月上旬 | 未納延滞金通知書発付 |
| 6月10日頃 | 〃 |
| 7月下旬 | 催告書発付 |
| 10月5日頃 | 未納延滞金通知書発付 |
| 12月上旬 | 差押予告通知書・催告書発付 |
| 1月10日頃 | 未納延滞金通知書発付 |
| 3月5日頃 | 最終催告書発付 |

- ② 過去10年間における、自動車税の収入未済額等の状況は表8のとおりである。

表 8 自動車税収入未済額等の推移

(単位：千円)

| 年度 | 調定額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 前年度からの繰越分 | | |
|----|------------|--------|---------|-----------|--------|---------|
| | | | | 調定額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
| 元 | 7,925,393 | 40,268 | 221,851 | 231,925 | 40,268 | 152,864 |
| 2 | 8,356,212 | 37,157 | 224,556 | 219,501 | 37,157 | 147,228 |
| 3 | 8,751,858 | 39,692 | 239,471 | 222,591 | 39,666 | 147,442 |
| 4 | 9,197,460 | 33,107 | 266,033 | 237,868 | 33,107 | 161,274 |
| 5 | 9,605,019 | 31,395 | 296,518 | 263,689 | 31,395 | 178,900 |
| 6 | 10,067,249 | 36,395 | 291,379 | 294,400 | 36,350 | 190,069 |
| 7 | 10,520,245 | 35,544 | 302,307 | 289,503 | 35,507 | 190,915 |
| 8 | 11,018,076 | 42,548 | 311,363 | 300,695 | 42,543 | 191,787 |
| 9 | 11,487,999 | 44,445 | 323,031 | 309,715 | 44,281 | 192,073 |
| 10 | 11,814,072 | 46,997 | 323,018 | 320,990 | 46,736 | 192,948 |

③ このうち、現年課税分の自動車税滞納整理状況である別表 G によれば、自動車税の調定件数は平成 6 年度には 3 2 4, 7 3 4 件だったものが平成 1 0 年度には 3 6 1, 8 5 0 件と、3 7, 1 1 6 件 (1 1. 4 %) 増加し、調定税額は 5 年間で 1 7 億 2, 0 2 3 万 3, 5 0 0 円 (1 7. 6 %) 増加している。

また、納期内納付額 A が平成 1 0 年度では、2 5 1, 1 4 2 件 (調定件数の 6 9. 4 %)、7 7 億 9, 8 3 7 万 5, 0 0 0 円 (調定額の 6 7. 9 %) であり、滞納額 B (納期内未納付額) が 1 1 0, 7 0 8 件 (調定件数の 3 0. 6 %)、3 6 億 9, 4 7 0 万 7, 4 0 0 円 (調定額の 3 2. 1 %) である。

④ 別表 G における平成 1 0 年度の現年課税分整理未済額 3, 8 4 5 件、1 億 3, 0 0 7 万 0, 3 4 9 円の内、徴収猶予及び納期限を延長した額は 1,

785件、7,336万1,160円である。これは、車検未到来分の滞納額であって、車検時には自動車税を納付する可能性が大きいため、区分掲記がなされている。

⑤ 自動車の車検のためには自動車税の納税証明が必要である。このため、自動車税の悪質滞納者として滞納処分の対象となる者の多くは、車検済後における自動車税を滞納し、滞納自動車税を納付しないままで廃車にする者であると思われる。

⑥ 財務事務所における自動車税引継状況

平成8年度から平成10年度における、各財務事務所への引継件数及び担当者一人当たりの件数等の調査結果は表9ないし11のとおりである。

表 9

自動車税引継状況調べ

| 8年度 | 件数 | 金額 | 一人当り件数 | 一人当り金額 |
|-----|--------|-------------|---------|----------------|
| 徳島 | 10,860 | 378,905,400 | 724 | 25,260,360 |
| 鳴門 | 1,076 | 37,648,700 | 359 | 12,549,567 |
| 阿南 | 2,113 | 72,495,000 | 423 | 14,499,000 |
| 日和佐 | 366 | 12,480,600 | 183 | 6,240,300 |
| 川島 | 1,629 | 54,690,200 | 543 | 18,230,067 |
| 脇町 | 1,254 | 41,499,600 | 418 | 13,833,200 |
| 池田 | 995 | 32,560,450 | 332 | 10,853,484 |
| 自動車 | 595 | 19,987,100 | 595 | 19,987,100 |
| 計 | 18,888 | 650,267,050 | (平均)573 | (平均)19,705,063 |

表 10

| 9年度 | 件数 | 金額 | 一人当り件数 | 一人当り金額 |
|-----|--------|-------------|---------|----------------|
| 徳島 | 11,303 | 398,541,100 | 754 | 26,569,407 |
| 鳴門 | 1,129 | 39,635,900 | 377 | 13,211,967 |
| 阿南 | 2,235 | 76,654,650 | 447 | 15,330,930 |
| 日和佐 | 388 | 13,375,700 | 194 | 6,687,850 |
| 川島 | 1,804 | 61,439,100 | 602 | 20,479,700 |
| 脇町 | 1,294 | 43,138,800 | 432 | 14,379,600 |
| 池田 | 1,064 | 36,454,700 | 355 | 12,151,567 |
| 自動車 | 643 | 21,773,400 | 643 | 21,773,400 |
| 計 | 19,860 | 691,013,350 | (平均)602 | (平均)20,939,799 |

表 1 1

| 10年度 | 件数 | 金 額 | 一人当り件数 | 一人当り金額 |
|------|--------|-------------|---------|----------------|
| 徳 島 | 11,837 | 421,840,754 | 790 | 28,122,717 |
| 鳴 門 | 1,173 | 40,892,500 | 391 | 13,630,834 |
| 阿 南 | 2,216 | 77,398,100 | 444 | 15,479,620 |
| 日和佐 | 441 | 15,548,800 | 221 | 7,774,400 |
| 川 島 | 1,782 | 61,708,300 | 594 | 20,569,434 |
| 脇 町 | 1,357 | 46,861,100 | 453 | 15,620,367 |
| 池 田 | 1,025 | 34,922,800 | 342 | 11,640,934 |
| 自動車 | 651 | 22,495,700 | 651 | 22,495,700 |
| 計 | 20,482 | 721,668,054 | (平均)621 | (平均)21,868,729 |

一人当りの引継件数平均値は、平成 8 年度で 573 件、平成 9 年度で 602 件、平成 10 年度で 621 件と漸次増加しており、担当者の負担が増大している。

- ⑦ 平成9年度決算及び平成10年度決算における徳島県全体の自動車税収入未済額の発生年度別内訳は表12のとおりである。

表12 自動車税収入未済額

| 調定 年度 | 9年度決算 | | 10年度決算 | |
|----------|--------|-------------|--------|-------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 56 | 2 | 28,000 | 2 | 28,000 |
| 57 | 5 | 59,500 | 5 | 59,500 |
| 58 | 2 | 89,500 | 2 | 89,500 |
| 59 | 3 | 73,120 | 3 | 73,120 |
| 60 | 12 | 262,890 | 4 | 103,160 |
| 61 | 8 | 193,490 | 3 | 85,550 |
| 62 | 8 | 251,910 | 3 | 107,500 |
| 63 | 17 | 471,314 | 9 | 179,414 |
| 元 | 22 | 798,500 | 13 | 468,500 |
| 2 | 38 | 874,800 | 19 | 359,700 |
| 3 | 49 | 1,420,000 | 23 | 728,800 |
| 4 | 124 | 3,495,230 | 74 | 2,157,630 |
| 5 | 998 | 31,136,262 | 91 | 2,722,085 |
| 6 | 1,206 | 35,945,930 | 756 | 22,872,393 |
| 7 | 1,622 | 48,846,644 | 1,251 | 38,271,578 |
| 8 | 2,175 | 68,125,978 | 1,687 | 51,438,403 |
| 9 | 3,903 | 130,957,834 | 2,379 | 73,202,791 |
| 10 | — | — | 3,845 | 130,070,349 |
| 計 | 10,194 | 323,030,902 | 10,169 | 323,017,973 |

また、平成9年度決算における収入未済額の平成10年度中の減少状況と、その理由である徴収（収入）、欠損処理及び減額の額は表13のとおりである。

表 1 3 平成 9 年度決算における自動車税収入未済額の平成
1 0 年度中の滞納額減少とその理由

| 調定 年度 | 収 入 | | 欠 損 | | 減 額 | |
|----------|-------|------------|-------|------------|-----|-----------|
| | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 |
| 56年 | — | — | — | — | — | — |
| 57 " | — | — | — | — | — | — |
| 58 " | — | — | — | — | — | — |
| 59 " | — | — | — | — | — | — |
| 60 " | — | — | 8 | 159,730 | — | — |
| 61 " | — | — | 5 | 107,940 | — | — |
| 62 " | — | — | 5 | 144,410 | — | — |
| 63 " | — | — | 8 | 291,900 | — | — |
| 元 " | 1 | 51,000 | 8 | 279,000 | — | — |
| 2 " | 3 | 56,900 | 16 | 458,200 | — | — |
| 3 " | 3 | 22,200 | 23 | 669,000 | — | — |
| 4 " | 16 | 366,800 | 34 | 970,800 | — | — |
| 5 " | 51 | 1,383,845 | 856 | 27,030,332 | — | — |
| 6 " | 118 | 3,362,846 | 332 | 9,710,691 | — | — |
| 7 " | 164 | 5,148,601 | 207 | 5,410,465 | — | 16,000 |
| 8 " | 455 | 15,814,381 | 31 | 806,794 | 2 | 66,400 |
| 9 " | 1,481 | 55,099,603 | 30 | 697,140 | 1 3 | 1,958,300 |
| 計 | 2,292 | 81,306,176 | 1,563 | 46,736,402 | 1 5 | 2,040,700 |

自動車税の減額については、調定を 5 月に行うが課税対象期間が翌年 3 月末までであるため、この期間内に廃車処分（抹消登録）あるいはこれと同視される処分を行った者からの申請により、残期間分に相当する税額を減額するものである。

- ⑧ 表 1 3 の収入欄によれば、調定年度が平成 5 年度以前に発生した滞納繰越分についても、平成 1 0 年度中に 7 4 件、1, 8 8 0, 7 4 5 円が入金となっている。

現年度分の自動車税は現年度内における完全入金が目標であるが、完全入金とまではいかなくても、財産状況及び収入状況等を調査し、文書の発

送だけに頼らず滞納者と面接、交渉を続けることの大切さを示している。

- ⑨ 平成10年度県税欠損額の事務所別内訳である別表Cによれば、自動車税における消滅時効による不納欠損額の合計は800件で24,958,230円である。
- ⑩ 滞納処分の執行停止の手続がとられていながら、その停止期間の3年満了前に消滅時効が完成した件数及び金額の年度推移は表14のとおりである。

表 1 4

滞納処分の執行停止期間3年満了前に時効完成

| 年度 | 件数 | 金額 (千円) |
|----|-----|---------|
| 4 | 354 | 11,773 |
| 5 | 299 | 9,954 |
| 6 | 266 | 8,182 |
| 7 | 292 | 8,797 |
| 8 | 462 | 13,967 |
| 9 | 562 | 16,965 |
| 10 | 573 | 17,811 |

- ⑪ 滞納処分の執行停止手続を経ずに消滅時効が完成した件数及び金額の年度推移は表15のとおりである。

表 1 5

滞納処分の執行停止手続を経ずに消滅時効完成

| 年度 | 件数 | 金額 (千円) |
|----|-------|-------------|
| 4 | 3 0 4 | 9 , 3 4 6 |
| 5 | 3 8 8 | 1 2 , 3 6 3 |
| 6 | 4 8 7 | 1 4 , 5 5 4 |
| 7 | 6 1 9 | 1 7 , 4 8 4 |
| 8 | 5 2 1 | 1 5 , 2 9 5 |
| 9 | 3 0 9 | 9 , 0 1 4 |
| 10 | 2 2 7 | 7 , 1 4 7 |

- ⑫ 滞納額の発生は督促状発付等の事務処理手続の増大を招き、次年度滞納繰越の増大から、最終的には不納欠損金の増加へとつながる。

自動車税の調定件数の増加に対応した改善策が望まれる。

7 県税徴収事務の課題

- (1) 県税徴収事務の終局課題は、自主納税体制の確立である。このためには、自主納税への気運を醸成する納税環境を確立し、併せて厳正な滞納整理を執行して納税者の自覚を促す必要がある。

厳正な滞納整理体制の確立の為には、専門研修及び徴収マニュアル等を十分に活用して徴収技術の向上に努めるとともに、個々の滞納者に応じた的確な処理を迅速に進める必要がある。

具体的な滞納整理の実行方法は次のとおりである。

- ① 全ての滞納案件についての的確な処分を行い、未処分のまま不納欠損処分としない。
- ② 滞納処分に当たっては、滞納税額を徴収するだけにとどまらず、今後における啓発指導を行う。
- ③ 差押えを行う場合には、滞納者の資産、生活等の実態を十分に把握した上で、その時機を失することのないように留意する。

- ④ 長期間差し押えたままの財産については、換価価値の再検討を行った上、換価促進、差押換え及び滞納処分の執行停止等の処理を行うことにより整理の完結を期す。
- ⑤ 滞納処分を免れるため自己の財産を隠蔽している滞納者等に対しては、国税徴収法上の捜索、地方税法上の第二次納税義務の適用等あらゆる方策を講じる。

第4 児童家庭福祉課

1 児童福祉施設入所者負担金

(1) 制度の概要

児童福祉施設入所者負担金とは、都道府県が児童福祉法第27条の規定により児童福祉施設に入所（通所）させた者につき、その入所後に必要な費用の全部又は一部を本人又は扶養義務者から徴収するものである。

(2) 根拠となる関連法令等

児童福祉法

同法施行令

同法施行規則

同法施行細則

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例

児童福祉施設の費用徴収金徴収要領

(3) 児童福祉施設の種類

- ① 児童養護施設（旧養護施設）とは、乳児を除き、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設である。次の7カ所がある。

| 施設の名称 | 所在地 |
|---------|------------------|
| 阿波国慈恵院 | 徳島市福島1-6 |
| 徳島児童ホーム | 徳島市城東町2-6 |
| 鳴門市太陽の家 | 鳴門市里浦町里浦字坂田415 |
| たちばな学苑 | 阿南市富岡町西石塚11 |
| 宝田寮 | 那賀郡羽ノ浦町中庄字ミタテフ73 |
| 常楽園 | 徳島市国府町西矢野字源田780 |
| 加茂愛育園 | 三好郡三加茂町加茂2041 |

- ② 知的障害児施設とは、知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設である。次の3カ所がある。

| 施設の名称 | 所在地 |
|-------|-------------------|
| あさひ学園 | 徳島市国府町中字高畑360-1 |
| 池田学園 | 三好郡池田町州津井関1104-11 |
| ひわさ学園 | 海部郡日和佐町北河内本村 |

- ③ 知的障害児通園施設とは、知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設である。次の3カ所がある。

| 施設の名称 | 所在地 |
|-----------|-------------|
| 小松島療育センター | 小松島市横須町11-7 |
| ねむの木療育院 | 板野郡松茂町広島明の先 |
| 池田療育センター | 三好郡池田町州津井関 |

- ④ 盲児施設とは、盲児（強度の弱視児を含む）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設である。次のものがある。

| 施設の名称 | 所在地 |
|--------|----------------|
| ライトホーム | 徳島市南二軒屋町2-4-55 |

- ⑤ 肢体不自由児施設とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設である。次の2カ所がある。

| 施設の名称 | 所在地 |
|--------------------|--------------|
| ひのみね整肢医療センターひのみね学園 | 小松島市中田町新開4-1 |
| 国立療養所徳島病院 | 麻植郡鴨島町敷地1354 |

- ⑥ 重症心身障害児施設とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設である。次の3カ所がある。

| 施設の名称 | 所在地 |
|---------------------|------------------|
| ひのみね整肢医療センターひのみね療育園 | 小松島市中田町新開 4-1 |
| 国立療養所東徳島病院 | 板野郡板野町大寺字大向北 1-1 |
| 国立療養所香川小児病院 | 善通寺市善通寺町 2603 |

- ⑦ 難聴幼児通園施設とは、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行うことを目的とする施設である。次のものがある。

| 施設の名称 | 所在地 |
|---------|---------------|
| 香川こだま学園 | 高松市木太町 1997-3 |

- ⑧ 乳児院とは、乳児を入院させて、これを養育することを目的とする施設である。次のものがある。

| 施設の名称 | 所在地 |
|-------|---------------|
| 徳島乳児院 | 小松島市中田町新開 4-1 |

- ⑨ 児童自立支援施設（旧教護院）とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設である。次のものがある。

| 施設の名称 | 所在地 |
|-------|----------------|
| 徳島学院 | 鳴門市大麻町板東字広塚 35 |

- ⑩ 里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を養

育することを希望する者であって、知事が委託を
適当と認める者である。

平成10年度末における登録里親数は31名で
あり、委託児童数は13名であった。

(4) 負担金額の決定及び納付方法

- ① 前年又は前々年における、世帯の課税状況（入
所者が児童の場合）もしくは本人の収入状況（入
所者が成人の場合）を基準とする階層区分が設け
られており、それぞれの負担能力（課税状況もし
しくは収入状況）に応じて負担金額が決定される。

継続入所者については、県から市町村に世帯の
課税状況を照会し（入所者が児童の場合）、又は、
収入申告書の提出により（入所者が成人の場合）
負担金額を決定する。

但し、負担金額の決定が前年又は前々年の所得
を基準としているため、実際に負担金を支払う当
年の所得状況とは一致しない場合がある。本人又
はその扶養義務者の世帯において、災害その他や
むをえないと認められる事情により所得に著しい
変動が生じたときは、減免申請書に基づき徴収金
決定額の全部又は一部が減額免除される（児童福
祉施設の費用徴収金徴収要領、第6認定の特例）。

② 負担金の納付方法

当年度分（当年4月より翌3月までの分）につ
いては、当年7月から8月ごろに負担金額が決定
されるとともに12か月分の納付書（12枚）が
送付される。4月から7月（もしくは8月）分
については、送付時より15日後が納期限となる。
それ以降の分については、毎月末が納期限となる。

③ 消滅時効

負担金の支払義務は5年経過で消滅時効となり、
不納欠損処分が行われる。

(5) 未収金（滞納金）の状況

- ① 収入未済額（滞納金）等の過去10年間の推移は表16のとおりである。

表 1 6

| 年度 | 調定額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 未収率 | 前年度からの繰越分 | | | 現年度分 | | |
|----|-------------|------------|------------|-------|------------|------------|-------|-------------|------------|-------|
| | | | | | 調定額 | 収入未済額 | 未収率 | 調定額 | 収入未済額 | 未収率 |
| 元 | 136,784,057 | 3,489,730 | 49,987,335 | 36.5% | 42,179,487 | 29,586,361 | 70.1% | 94,604,570 | 20,400,974 | 21.6% |
| 2 | 143,553,325 | 5,482,040 | 49,950,265 | 34.8% | 40,847,115 | 35,416,975 | 86.7% | 102,706,210 | 14,533,290 | 14.2% |
| 3 | 153,983,930 | 3,949,660 | 57,410,415 | 37.3% | 49,950,265 | 39,477,775 | 79.0% | 104,033,665 | 17,932,640 | 17.2% |
| 4 | 170,834,453 | 4,401,380 | 66,738,043 | 39.1% | 57,279,515 | 46,634,285 | 81.4% | 113,554,938 | 20,103,758 | 17.7% |
| 5 | 176,396,251 | 7,930,911 | 64,618,564 | 36.6% | 66,711,043 | 48,532,504 | 72.8% | 109,685,208 | 16,086,060 | 14.7% |
| 6 | 182,712,285 | 6,936,830 | 65,802,154 | 36.0% | 64,618,564 | 50,737,434 | 78.5% | 118,093,721 | 15,064,720 | 12.8% |
| 7 | 186,000,087 | 7,013,674 | 69,792,390 | 37.5% | 65,802,154 | 53,825,260 | 81.8% | 120,197,933 | 15,967,130 | 13.3% |
| 8 | 190,265,610 | 15,020,590 | 62,700,710 | 33.0% | 69,605,830 | 48,112,220 | 69.1% | 120,659,780 | 14,588,490 | 12.1% |
| 9 | 186,523,289 | 7,366,950 | 67,002,770 | 35.9% | 62,909,310 | 50,312,220 | 80.0% | 123,613,479 | 16,690,550 | 13.5% |
| 10 | 197,848,320 | 13,196,350 | 65,588,350 | 33.2% | 67,002,770 | 48,554,670 | 72.5% | 130,845,550 | 17,033,680 | 13.0% |

不納欠損額はすべて消滅時効によるものである。
未収率はほぼ横ばいで推移しているが、調定額（徴収すべき金額）の33.0%ないし39.1%という高い未収率である。

特に、繰越分については69.1%ないし86.7%が未収の状態にある。

- ② 平成9年度末及び10年度末における未収金額の発生年度別内訳は表17、表18のとおりである。

表 1 7 平成9年度末

| 年度 | 件数 | 未収額 |
|----|-------|------------|
| 3 | 16 | 133,200 |
| 4 | 836 | 8,176,240 |
| 5 | 1,063 | 9,782,860 |
| 6 | 996 | 10,425,060 |
| 7 | 1,042 | 11,062,470 |
| 8 | 875 | 10,707,090 |
| 9 | 1,324 | 16,715,850 |
| 合計 | 6,152 | 67,002,770 |

表 1 8 平成10年度末

| 年度 | 件数 | 未収額 |
|----|-------|------------|
| 3 | 16 | 133,200 |
| 4 | 12 | 26,400 |
| 5 | 454 | 4,512,300 |
| 6 | 982 | 10,205,060 |
| 7 | 1,030 | 11,008,470 |
| 8 | 860 | 10,338,490 |
| 9 | 1,091 | 12,330,750 |
| 10 | 1,168 | 17,033,680 |
| 合計 | 5,613 | 65,588,350 |

各表における件数は調定件数を示しており、滞納者数とは一致しない。

また、平成3年度、4年度については督促状が遅れて発送されたため消滅時効の成立していないものが残っている。それ以前の未収金はすべて5年の時効により消滅している。

③ 未収金の施設別、所得階層別の状況については別表Hに示した。

(6) 未収金（滞納金）発生後における県の対応

① 年1回（12月あるいは1月ころ）、文書により、1年分をまとめて督促を行う。

② 高額及び長期にわたる未収金については、6月あるいは7月ころに児童相談所、施設等の協力を得て、家庭状況を把握した上で電話による督促を行う。

(7) 未収金徴収手続上の問題点

① 督促方法につき、(6)の①以外にはマニュアル化されておらず、前任者のやり方に現任担当者が独自の工夫を加えて行っている。

文書による督促は年に1回、1年分をまとめて行っているが、負担金は毎月発生するものであるから、金額が大きくなならないうちに督促を行うことが滞納発生を防ぐ有効な方法と思われる。

② (6)の②に関しては、高額及び長期ということにつき、具体的な金額及び滞納期間の基準がない。

家庭状況の把握も一部施設のものに限られており全体は把握されていない。

したがって、電話による督促を行うかどうかの判断基準が明瞭でない。

また、だれがいつ電話をかけたのか、どのようなやり取りがあったのかについて文書に記録されていない。

③ 担当者が1名であり、かつ専任でないため督促

についての時間的余裕がないという状況にある。

- ④ 債務者が低所得であり、あるいは家庭が問題を抱えているので徴収は困難であるとの説明を受けた。

しかし、個々の債務者の負担金額は所得（課税状況または収入状況）に応じて決定されており、低所得者に対してはその所得の程度に応じて負担可能な金額に決定されている。したがって、債務者が低所得者であることが滞納の原因ではないと考えられるし、また、別表Hで示したように、滞納者の所得階層は低所得者層にかたよってはいい。

- ⑤ 当該負担金は、税の徴収と同じく強制執行によることができる（児童福祉法第56条第8項）。

しかし、これまで強制執行による徴収は行っておらず、その理由が次のように述べられている。

ア 児童の施設入所は親の同意が必要である。家庭が児童を養育できる環境にないのに、負担金を強制徴収することにより親が子供を連れ帰るようなことになれば、かえって児童の福祉が損なわれる。

イ 児童を養育できない家庭は、両親の離婚や社会的な不適應などの問題を抱えたケースが多い。

強制執行をすることで家庭問題をさらにこじらせ、その結果、児童の家庭復帰が遅れたり、あるいは復帰できなくなるおそれがある。

しかし、当該負担金の滞納者すべてがこれに当てはまるわけではない。別表Hで示したように、障害児等の施設入所者の滞納額が全体の48.4%を占めているが、そのすべての家庭が上記ア、イの問題を抱えているとは思われない。

- ⑥ 滞納者の財産調査を行い、その結果、強制執行で徴収できる財産があるにもかかわらず強制執行

をしないのであれば、その合理的な理由を個々の滞納者ごとに明らかにする必要がある。

2 生活保護費返納金

(1) 制度の概要

生活保護は、日本国憲法第25条に定める生存権の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度である。

保護の種類は生活扶助、医療扶助、住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の7種類があるが、医療扶助は現物給付を原則とし、それ以外の扶助は金銭給付を原則として行われている。

(2) 根拠となる関係法令等

生活保護法

同法施行令

同法施行規則

同法施行細則

(3) 生活保護費返納金の発生事由は次の4つの場合である。

① 生活保護法第31条第2項によるもの

生活扶助費は前渡しするものとされているので、扶助費の支給後に最低生活費の減少、収入増、当該扶助の目的消滅等によって扶助費の戻入の必要が生じる。

この場合には、出納閉鎖前に納入されない場合は戻入未済となり次年度において返納金として調定される。したがって、実際には当年度において未収が発生しているにもかかわらず、当年度の決算上では未収金として計上されない。

② 生活保護法第63条によるもの

被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときには、実施機関

がその費用を返還させることができる。

年金を遡及して受給したとき、交通事故の損害賠償金を受けたとき等がこれにあたる。

③ 生活保護法第77条によるもの

民法の規定により、被保護者に対する扶養の義務を履行しなければならない者があるときには、その者から費用の全部または一部を徴収することができる。

④ 生活保護法第78条によるもの

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者または受けさせた者から、実施機関はその費用を徴収することができる。

(4) 未収金（未収返納金）の状況

① 収入未済額（未収返納金）等の過去10年間の推移は表19のとおりである。

表 1 9

| 年度 | 調定額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 未収率 | 前年度からの繰越分 | | | 現年度分 | | |
|----|------------|-----------|------------|-------|------------|------------|-------|------------|------------|-------|
| | | | | | 調定額 | 収入未済額 | 未収率 | 調定額 | 収入未済額 | 未収率 |
| 元 | 17,417,980 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 17,417,980 | 0 | 0.0% |
| 2 | 5,912,713 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 5,912,713 | 0 | 0.0% |
| 3 | 15,724,211 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 15,724,211 | 0 | 0.0% |
| 4 | 16,572,964 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 16,572,964 | 0 | 0.0% |
| 5 | 24,497,820 | 0 | 5,979,332 | 24.4% | 0 | 0 | 0.0% | 24,497,820 | 5,979,332 | 24.4% |
| 6 | 23,670,164 | 0 | 6,230,841 | 26.3% | 5,979,332 | 5,939,332 | 99.3% | 17,690,832 | 291,509 | 1.6% |
| 7 | 33,769,920 | 0 | 6,119,524 | 18.1% | 6,320,841 | 5,929,332 | 93.8% | 27,449,079 | 190,192 | 0.7% |
| 8 | 34,653,641 | 0 | 12,896,188 | 37.2% | 6,119,524 | 5,996,474 | 98.0% | 28,534,117 | 6,899,714 | 24.2% |
| 9 | 30,003,429 | 0 | 13,311,867 | 44.4% | 12,896,188 | 12,234,883 | 94.9% | 17,107,241 | 1,076,984 | 6.3% |
| 10 | 63,077,102 | 4,174,300 | 26,381,635 | 41.8% | 13,311,867 | 8,099,862 | 88.6% | 49,765,235 | 18,281,773 | 36.7% |

平成元年度から4年度までは収入未済は発生していない。当時は返納金につき現実に回収できた額のみを返納金額として調定していたからである。

平成5年度は一部の事務所で債権の確定額を調定する方法が採用され、平成6年度からはすべての事務所で債権の確定額を調定することになった。

平成10年度の調定額が特に多いのは、100万円以上の大口の不正受給が4件発覚したことに

よる。

- ② 平成9年度末、10年度末における未収金額の発生年度別内訳は表20、表21のとおりである。

表20 平成9年度末

| 年度 | 件数 | 未収額 |
|----|----|------------|
| 5 | 2 | 5,779,332 |
| 6 | 8 | 40,000 |
| 7 | 13 | 83,462 |
| 8 | 16 | 6,332,089 |
| 9 | 5 | 1,158,169 |
| 合計 | 44 | 13,393,052 |

表21 平成10年度末

| 年度 | 件数 | 未収額 |
|----|----|------------|
| 5 | 1 | 1,555,032 |
| 6 | 0 | 0 |
| 7 | 0 | 0 |
| 8 | 3 | 5,959,801 |
| 9 | 4 | 585,029 |
| 10 | 20 | 18,281,773 |
| 合計 | 28 | 26,381,635 |

- ③ さらに、平成10年度末における福祉事務所別、発生原因別の未収金の状況は表22のとおりである。

表22

| 福祉事務所 | 発生原因 | | | | | | 合計 | |
|-------|------|--------|----|------------|----|------------|----|------------|
| | 件数 | 31条2項 | 件数 | 63条 | 件数 | 78条 | 件数 | 金額 |
| 中央 | 1 | 81,185 | 8 | 7,055,267 | 10 | 13,566,969 | 19 | 20,703,421 |
| 那賀 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2,548,560 | 2 | 2,548,560 |
| 川島 | 0 | 0 | 1 | 1,555,032 | 0 | 0 | 1 | 1,555,032 |
| 脇町 | 0 | 0 | 1 | 84,220 | 0 | 0 | 1 | 84,220 |
| 池田 | 0 | 0 | 1 | 1,490,402 | 0 | 0 | 1 | 1,490,402 |
| 合計 | 1 | 81,185 | 11 | 10,184,921 | 12 | 16,115,529 | 24 | 26,381,635 |

ア 生活保護法第77条による返納金の発生はなかった。生活保護法第63条（急迫の場合）と同法第78条（不正受給）を原因とする返納金の未収金がほとんどである。

イ 福祉事務所別では中央福祉事務所が大半を占めている。

なお、徳島、鳴門、小松島、阿南の4市については各市の福祉事務所が業務を所管しているため表22には含まれていない。4市以外の地